

勇者の会応援サポーター(賛助会員)規約書

第1条(目的)

小児がんなどの患者とその家族を支える会です。病気で維持療法中のために人混みに行けない子どもたちを対象とした支援を行っています。

病気により髪の毛が抜け、退院してからもケア帽子や感染症の危険がある為、マスクをしの通学や生活が長期間続きます。もちろん、退院前には病院と学校間で復学支援会議(帽子やマスクが原因でいじめがないよう、今後の学習スケジュール等の調整)を行ってから退院しますが、現実には過酷です。いじめ、心の病により不登校となる子が多数いるのが現状です。また年間を通して多種多様の感染症にさらされる脅威と命のリスクに向き合う中、日々不安と共存し暮らしています。感染が確認されたらすぐに家での拘束状態を余儀なくされます。そんな子どもたちのために勉強支援している団体は、北海道にはまだ一つもないのです。だからこそ、必要不可欠だと感じ、活動を始めました。子どもたちの体調に応じて、院内にあった分校のような教室でストレスにも最大限に配慮しながら勉強サポートをし、同時に孤立しがちな家族との悩みの共有の場となれるよう強く願い、活動を続けている次第です。

近年では、勉強だけでなく、プロジェクションマッピングを活用した、東京などに行かなくても札幌で楽しめる、海に行った気分になれる体験なども行ってきました。現在も、感染症対策に気をつけながら、入院している子どもたちへの支援としてできることを探しながら、活動を続けています。

北海道の小児がんの子どもたちを支援するべく、地域の学生や、学校のボランティア部、企業の皆様と協力しながら、様々な活動を行っております。今後はさらに患者側の立場に立った、外に行った気分になれる体験や、勉強のできる場所として、安心して活動ができる屋内体験型施設として「ファミリーハウス」を作りたいと考えています。

第2条(資格)

賛助会員とは、当法人の趣旨に賛同し、当法人を賛助するために入会した団体・企業、または個人とします。賛助会員資格は入会日より1年間とし、原則として自動継続とさせていただきます。

第3条(議決権)

賛助会員は当法人の総会等において、議決することはできません。

第4条(入会)

当法人の賛助会員となる為には、別に定める「賛助会員入会申込書」を申請し当法人代表理事に申し込むものとします。入会を認めない場合、理由を付した書類をもって通知します。また、会員資格は1年単位とします。

第5条（入会金、会費及び納入）

賛助会費は以下のとおりとします。

（1）入会金 0円

（2）会費

団体・企業 1口 10,000円（年額）

個人 1口 3,000円（年額）

（3）納入

入会は、「賛助会員申込書」に記載の振込先に、原則1ヶ月以内に納入してください。自動継続時は、当法人から送付する請求書をもって納入してください。

なお、賛助会費の口数や住所等の変更を希望する場合は、請求書到着後1ヶ月に、別に定める賛助会員変更届出書を当法人ホームページよりダウンロードしてください。

第6条（退会）

賛助会員が退会を希望する場合には、別に定める賛助会員退会届出書を当法人代表理事に提出してください。ただし、既に納入された年会費は返還致しません。

※賛助会員変更届出書は、当法人ホームページよりダウンロードしてください。

第7条（除名）

賛助会員が以下の項目のいずれかに該当すると判断した場合、総会の議決により、これを除名するものとします。その場合、議決の前に弁明の機会を与えるものとします。

（1）当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

（2）止むを得ない理由により、賛助会員としての活動の継続が不可能と判断されるとき。

第8条（会員の資格の喪失）

（1）退会届の提出をしたとき。

（2）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

（3）継続して1年以上会費を滞納したとき。

（4）除名されたとき。

第9条（会費等の不返還）

いかなる理由があっても、賛助会員がすでに納入した会費は返還致しません。